

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

318
08/12/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集責任者■湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

世界と地域を共鳴させよう

北東アジアで核兵器を禁止することの意義

「モデル非核兵器地帯条約」をアップデート

「核兵器のない世界」への動きが勢いを増している。12月9日にはグローバル・ゼロという新たな動きも誕生した。このような世界の潮流を日本から加速する有力な方法は、日本自身が核兵器に依存しない政策への転換を表明することだ。その意味で、北東アジアにおける核兵器禁止の動きは世界と共鳴する絶好のチャンスを迎えている。提案から4年以上経過している「モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)」を、その後の6か国協議の進展に合わせて改訂したので、この機会に改めて吟味して欲しい。

釜山「ハンギョレ」シンポジウム

08年11月19~21日に韓国プサン(釜山)で、「変化する世界における朝鮮半島と北東アジアの平和と繁栄」と題するシンポジウムが開催され、パネリストとして筆者(梅林宏道)が参加した。ハンギョレ統一文化財団、プサン広域市、韓国土地公社の共催であるが、ハンギョレ新聞が運営の中心を担った。筆者の発言の中心となった(3+3)の北東アジア非核兵器地帯構想も、11月21日ハンギョレ新聞に大きく紹介された¹⁾。

今回のシンポジウムは、これまで韓国で行われていたいくつかのシンポジウムのどれよりも、筆者にとって手応えのあるものであった。筆者が非核兵器地帯について問題提起するのを待たずして、非核兵器地帯が別の講演者によって提起された。すなわち、ジョンズ・ホプキンス大学のソ・ジェチュン教授は、92年の南北非核化共同宣言に消極的安全保証の議定書を追加して、それに米中日の4か国が参加するという朝鮮半島の非核地帯案をもって地域安全保障メカニズムの第一層目を形成するという提案を行った。いわば(2+4)の提案である。ソ教授は、その提案への注記として、筆者の(3+3)を「より野心的な構想」として紹介した。それに対して、すでに(3+3)構想を熟知した会場のある参加者から、早速2つの案の優劣を問う質問が寄せられた。次のセッションにおいて筆者は「朝鮮半島非核化案と(3+3)構想との違いを説明したが²⁾、両者は矛盾はおろか競合するものではなくて、政治環境と政治情勢のなかで補完し合う構想だと述べた。ソ教授の回答も同じ趣旨であった。日本から見れば、日本政府が

朝鮮半島の非核化だけを言うとするれば、それは我が身を振り返らないご都合主義と言わなければならないであろう。

北東アジア非核兵器地帯に関して、釜山のシンポジウムは韓国の進歩的なオピニオン・リーダーたちの中で一定の関心の広がりがあることを実感させてくれた。私たちの努力の賜として喜びたい。

6か国協議とモデル条約

12月11日に終了した6か国協議首席代表者会議は、米国における政権の変わり目を睨んだ朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が、未だ真意をはかり難い交渉方針に転じ、会議は進展なく終わった。公正な包括的目標にそって、段階を踏んで合意を積み重ねてゆかない限り、弥縫策の繰り返しでは今後とも6か国協議の前途は困難であろう。しかし、幸いなことに6

今号の内容

北東アジアでの核兵器禁止と世界

【改訂版】モデル北東アジア

非核兵器地帯条約(案)

国連安保理が「軍備規制」で特別合会

<資料> コスタリカの提案書

〔連載〕いま語る-23

鎌中ひとみさん(映像作家)

1月1日号は休みます。次は1月15日合併号です。



釜山国際シンポジウム 座長(中央)の右3人が発題者で、左からドナルド・グロス(元米国務省副長官上級アドバイザー)、梅林宏道(ピースデポ特別顧問)、イナムチュ(聖公会大学教授)。背景の大文字は「新しい東北アジア秩序と韓半島の平和・繁栄」。08年11月20日、釜山ノボテル・アンバサダー・ホテル。

か国協議はそのような方向の基礎となる貴重な文書（とりわけ2005年9・19共同声明）に合意し、その後の交渉過程においてもいくつかの重要な問題点を明らかにしてきた。本誌では、これまで6か国協議の進展を追跡しながら、そのような重要点を指摘してきた。

そこで、6か国協議の経過を踏まえて、ここにモデル条約の改訂案（3～6ページに掲載）を提案する。改訂案は論理的なものであり、6か国協議のこれまでの合意が破棄されず前進してゆくとすれば、目指すべき北東アジア非核兵器条約はかくあるべしと考えられるものである。したがって、6か国の合意が後退するような政治環境においては、再考を必要とするであろう。

以下に主要な改訂の根拠を説明する。

◆前文に9.19共同声明を明記

9.19声明が、朝鮮半島の非核化のみならず「北東アジア地域の安全保障面の協力を促進する」と合意したことを、北東アジア非核兵器地帯条約に合意する理由の一つとして前文に明記する。

◆消極的安全保証を通常兵器に拡大

9.19声明において、米国は北朝鮮に対して「核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていない」と確認した。米国は、単に核攻撃をしないというのみならず、通常兵器による攻撃の意図も否定したのである。これは成文化された貴重な成果である。「意図を持っていない」と「しない」との間には差があるが、この成果をモデル条約に反映させる。すなわち、近隣核兵器国の義務としての消極的安全保証の条項（第3条2(a)）を、核攻撃に限定しないで通常兵器まで含む安全の保証に拡大することにする。

この考え方は、議定書においても適用する。

◆消極的安全保証を拡大する論理を前文に述べる

しかし、消極的安全保証を通常兵器にまで拡大するとすれば、その論理を明確にして次のような疑問に答える必要があるであろう。すなわち、なぜ核兵器国だけの義務なのか。通常兵器による攻撃や攻撃の威嚇を行わないという義務であるならば、日本、韓国、北朝鮮の相互間においても適用すべきかも知れない。さらには、これらの非核兵器国から核兵器国に対しても適用できるであろう。

非核国である地帯内国家に対しても通常兵器攻撃を禁じる条約ができるならば、もちろん重要な意義を持つであろう。しかし、これは非核兵器地帯条約の域を超えた「地域的不戦条約あるいは不可侵条約」の性格をもつ条約となる。このような条約の合意が現実性を帯びるためには、多くの環境を整えなければならないであろう。したがって、モデル条約においては、核兵器に当面の焦点を当て、次のような論理において第3条2(a)の消極的安全保証を位置づけるのが妥当であると思われる。

すなわち、北朝鮮が米国に対して抱いている脅威がそうであるように、また潜在的な日本の核武装論者が中国の脅威を口実とする場合がそうであるように、核兵器国による非核兵器国への攻撃は、核兵器を用いようが通常兵器を用いようが、核兵器による攻撃のさし迫った脅威を相手側に与える。この脅威に対抗する論理として、非核兵器国側に自らの核武装を合理化する議論が入り込む。簡単に言えば、核兵器国による武力攻撃の可能性は、用いられる兵器の種類を問わず、核拡散の誘因となる。したがって、核兵器拡散の誘因を断つために、核兵器国は近隣諸国に対して手段を問わない安全の保証を行う義務を負うのである。

この論理を明確にするために、核兵器国の武力攻撃やその威嚇の可能性は、攻撃が核兵器であるか通常兵器であるかにかかわらず、非核兵器国に核保有の誘因となっているという認識を、モデル条約の前文に書くことにする。

◆核兵器搭載艦船・航空機の寄港・領域通過の禁止

6か国協議における検証問題の議論において、北朝鮮が韓国に寄港する米艦船・航空機の非核検証を求め始める可能性が強まった。これは、朝鮮半島の検証可能な非核化を目指すためには極めて正当な要求である。この段階においては、特定の場所、時間における核兵器の存在を「肯定も否定もしない(NCND)」という米国の政策が変更されなければならないことを意味する。これは、世界中で実現できなかった新しい機会が生まれる可能性を意味している。

これまでのモデル条約においては、日本における非核証明要求の長い行き詰まりの歴史の経験から、また、既存のすべての非核兵器地帯条約においても寄港の一律禁止を回避してきた実情を勘案して、日本のとってきた事前協議制を条文化し、事前協議があったときの諾否は個々の地帯内国家に委ねるといった方式を採用した。

6か国協議における検証問題の今後の展開はまだ予見できないが、次善の策として従来方式を注記しながらも、モデル条約を一律禁止の形に改訂することにする。

この考えは議定書にも適用される。

◆近隣核兵器国の核兵器廃絶への努力義務を明記

核兵器廃絶への世界的うねりが勢いを増しているなかで、核兵器国に対して改めて、核兵器全廃への交渉の加速を義務づける。ただし、その義務づけが北東アジア非核兵器地帯設立へのハードルになるような表現はとらない配慮も必要である。(梅林宏道) ㊦

注

1 ハンギョレ新聞の記事（原文と日本語訳）は、梅林のブログ（<http://www.sajuku.jp/> から入る）で読むことができます。

2 注1と同じブログに掲載。

モデル北東アジア^{*}非核兵器地帯条約(案)

(草案5、2008.12.13)

(以下の案は、多くの専門家や関心のある市民が継続的に議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成、改訂されている。2004年7月4日の草案4から変更のある主要部分に下線を引いた。梅林宏道)

※草案4まで、「東北アジア」と表記してきたが、英語表記"Northeast Asia"と整合させるため「北東アジア」と改めた。

前文

この条約の締約国は、北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

さらに、この地域に関係する6か国が2005年9月に共同声明を発し、1992年南北共同声明の遵守と実行を再確認するとともに、「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」ことを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、その設立が、1997年に発効した「化学兵器の発展、生産、

貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の発展、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条 用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a) 「北東アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b) 「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c) 「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d) 「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e) 「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f) 「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g) 当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。」「放射性

メモ

- 第1条(b) 他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、北東アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。
- 第1条(c) 国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。
- 第1条(c)(d)(e) この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されていることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによって発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。
- 第1条(f) 「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。
- 第1条(g)(h) 「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約によった。
- 第1条(i)(j) 「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリндаバ条約によった。

物質」とは、国際原子力機関（IAEA）の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h) 「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

(i) 「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。

(j) 「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条 条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「北東アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「北東アジア非核兵器地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条 核爆発装置に関する基本的義務



メモ

6. 第1条 (i) (j) 「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。
 7. 第2条3項 「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。
 8. 第3条1項 (a) ここに列記されている義務項目は、「南北共同宣言」に、研究と発展を加えたものである。
 9. 第3条1項(c) これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、加盟国が「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことに合意したことを受けて導入した。この条項は、いわゆる「核の傘」依存の放棄を意味する。核兵器保有国の核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和をいっそう促進することができる。
 10. 第3条2項 (a) この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含させることとした。また、梅林原稿本文（2ページ）に解説したように6か国協議の2005年9月19日共同声明を踏まえて、通常兵器にまで安全保証の範囲を拡大した。その理由となる論理を前文に追加されている。
安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというデメリットがあるであろう。
 11. 第3条2項 (c) 6か国協議の経過を踏まえて、寄港などの禁止を採択した。詳しくは梅林原稿本文（2ページ）を参照。
北東アジア非核兵器地帯に接する海域（黄海、東シナ海、日本海（東海）、太平洋）は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡（対馬海峡西水道）では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡（ラ・ペルーズ海峡）では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。
草案4で採用した事前協議方式も代替案として用意しておく。これは、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帯内国家に適用することは可能であると考えられる。日米間に事前協議を義務づけぬ秘密合意があると主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。
第3条2項 (c) 近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。
さらに、この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項 (e) として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。
- 第3条1. (e) 地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時的通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

1. 地帯内国家の義務
地帯内国家は、次のことを約束する。
(a) 北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、発展、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
(b) 他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項 (a) 記載の行為を行うことを禁止する。
(c) 自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する。
(d) 1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。
2. 近隣核兵器国の義務
近隣核兵器国は、次のことを約束する。
(a) 核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない。
(b) 地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
(c) 北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。
(d) 核不拡散条約（NPT）第6条を含む国際合意にしたがい、核兵器完全廃棄への交渉を誠実に追求し、かつ合意を達成する。

第4条 原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約（NPT）第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。
4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条 放射性物質の海洋投棄と空中放出

- 地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。
- (a) 北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。
 - (b) 北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条 核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、北東アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条 北東アジア非核兵器地帯委員会の設立

- 本条約の履行を確保するために北東アジア非核兵器地帯条約委員会（以下、「委員会」と言う）を設立する。
- (a) 委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。
 - (b) 委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。
 - (c) 委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。
 - (d) 委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、

- コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
- (e) 委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。
 - (f) 委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条 執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。
 - (a) 執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。
 - (b) 執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。
 - (c) 執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。
 - (d) 執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
2. 執行委員会の任務は次の通りとする。
 - (a) 第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。
 - (b) 第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。
 - (c) 本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。
 - (d) 事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。
 - (e) 適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。
 - (f) 委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。
 - (g) 委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条 管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理



なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。

12. 第4条4項 この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に関係している。この問題の具体的解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。
13. 第7条、第8条及び第9条 「北東アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。
14. 第7条 (b) 「北東アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。
15. 第7条 (e) 「北東アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

制度を確立する。

2. 管理制度は、以下のものからなる。

(a) 第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度

(b) 本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

第10条 署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条 留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条 条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会

に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。

2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条 再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第14条 紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条 有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

北東アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書 (案)

本議定書締約国は、核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって北東アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●●年●●月●●日に○○において署名された北東アジア非核兵器地帯条約に留意して、次のとおり協定した。

第1条 北東アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯条約（以下「条約」という）を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条 安全の保証

議定書締約国は、核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わないことを約束する。

第3条 寄港と通過

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。

第4条 署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

メモ

16. 第8条2項 (c) 及び第9条2項 (b) 「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。
17. 第9条2項 (b) 第7条 (b) において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。
18. 第10条3項 発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。
19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条 「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。

もうひとつの 世界への 思考の転換

映像作家
鎌仲ひとみさん



六ヶ所村再処理工場はこれまでに何度もトラブルを起こし、本格稼働は延期に次ぐ延期となっています。その分、より多くの方が問題を知り、関心が高まってきました。新しい人々が声を上げるようになり、計画のプロセスに時間がかかるようになっていきます。原発が1年に出す放射能を1日で大気中と海中に出す再処理工場への「本当にやっていいのだろうか？」という葛藤は、立場を超えて共有できます。日本で一番難しい宿題ですが、解く鍵が見つければ色んな問題への応用が効きます。再処理に関わらず、問題の解決を諦め、現実を受け入れることは、民主主義の敗北を意味すると思います。違う方向に進むには何が必要か、どんな考え方が必要なのか、そういうことを提供することが、私の映画を作る目的にあります。

約500カ所、前作『ヒバクシャ—世界の終わりに』を含めて850カ所、上映をさせていただいた日本各地の隅々に、毛細血管のように、新たな価値を模索して生きている人がたくさんいます。上映会を企画した若い人同士が思いを共有し、繋がって、様々な活動をしています。再処理工場の見直しを求める署名はすでに100万人を超えています。彼らはなぜそれまでやらなかったことをやり始めたのか？自分のいる社会や世界の「おかしさ」に気付きつつも正体が見えなかった。『六ヶ所村ラブソディー』を観ると、そこに生きている一人ひとりが、自分たちと同じように、日々の苦しみや、楽しみ、様々な矛盾に直面している。そんな個人をよそに全体がシステムとして悪くなっているということがわかります。誰が悪いのでもなく、電気を使う全ての人間が構造を支えているという現実が浮き上がります。『ヒバクシャ』のイラクの子もたちも特別ではなく、ただそこに暮らしていただけで劣化ウラン弾によって被曝しました。今まではただ知らないで大きな構造を支えてきたけど、じゃあそ

のシステムからどうやって降りていくか、ということが今、問われています。

国全体を変えようとするとき、時間も労力も掛かるので、地域単位に変わっていくのがいいと思います。今のエネルギーは、中央集権的に巨大な無駄を出しながら巨大な電気を作る、時代遅れのもので、地域主体で手に入りやすいエネルギーを選んで活用し、自給自足のエネルギーにシフトしていく考え方が必要です。反対を言うだけではなく、自分が「これがいい」と思う生き方を実践することが大切です。食べ物だけでなく、エネルギーも地産地消。その過程では、地域コミュニティの作り直し、再編成が必須になります。

また、エネルギーを「どう作るか」ではなく、「どう使うか」への思考の根本的な変革が必要です。原発と同じだけの効率で自然エネルギーで賄うのは不可能なので、原発vs自然エネルギーでは絶対負けてしまう。例えば、都市に発電所があると、これまでの消費量を各々が少しずつ減らしていけば、原発1基分や風車何本分もがすぐに省エネできます。ドイツのある学校では、PTAが教室の窓に反射板を付け、太陽光を天井に反射させる自然照明にしたことによって、学校全体の光熱費を7割減らし、そのお金で校舎の屋上にソーラーパネルを設置しました。そして電気代はそれまでの1割になりました。誰でもできる安くて早い方法で消費を抑えられます。

現在制作中の映画の一つの芯として、スウェーデンがあります。スウェーデンは脱原発を決定し、石油に依存せず、石油以外で走る車をどんどん作っています。政策決定の過程において日本では市民の意見が全然通らないのに、なぜスウェーデンでは通るのか。市民の声が実際に政策に反映されるプロセスに鍵があるのではないかと。タイトルは『ミツバチの羽音と地球の回転』です。ミツバチは持続可能性を生きることの象徴です。世界中で、成功している地域はたくさんあるので、そこの人たちはどう実現させたのかということを取材していきます。この映画が、「これだったら私だってできる、真似したい」という、学びや希望になればと思います。困難を乗り越える方法には普遍的な方程式はなく、具体的な事例からしか学べません。少しずつ穴をあけていく作業ですが、もうひとつの世界はすでに始まっていると私は思います。

大切なのは諦めないこと。スウェーデンで取材した、「持続可能性」というコンセプトで20年間以上、相談やワークショップ、自治体職員の教育をしている人が、「ケチャップの話」をしてくださいました。ガラス瓶のケチャップは、振っても振っても中々出てこない。地道に一人でやっても変わるのだろうか？間に合うのだろうか？自分がやっていることは本当に正しいのだろうか？と悩み、絶望する。でも、もうだめだと思った時、そこでもうちょっとがんばったら、振り続けた瓶からケチャップがドバっと出るように、人々の意志があるとき臨界点に達し、そこからドミノ倒しが始まるということです。100%じゃなくても2割~3割の人たちが変わった時に、社会は変わると思います。だから一番苦しい時を乗り越えるということが大事です。イラク戦争の時は力及ばなかったけれど、もっと戦争の抑止力になれるような人の輪を増やしていかないと、と思います。(談.まとめ、写真:塚田晋一郎)

かまなか・ひとみ

日本での助監督を経て、90年からカナダ、NYで活動。95年から活動拠点を日本に、医療・環境ドキュメンタリー制作。03年から東京工科大学メディア学部で教鞭をとりつつ映像作家。03年『ヒバクシャ—世界の終わりに』、06年『六ヶ所村ラブソディー』(制作:グループ現代)。

国連憲章第26条に立ち返る

安保理で軍備規制めぐり公開討論 コスタリカが提案

08年11月19日、国連安全保障理事会（以下「安保理」）で「軍備の一般的規制と削減による集団的安全保障の強化」を主題とする特別公開討論が行われた。

コスタリカ提案

この会合は、11月1日から30日まで安保理議長国をつとめたコスタリカの提案で開催された。会合に先立って配布された「趣意書」¹の全訳を9ページに示す。

コスタリカは、ここで国連憲章第26条の次の規定に基づき、安保理が軍備規制と集団的安全保障の強化のためのイニシアティブを取ることを求めた。

第5章 安全保障理事会 任務及び権限

第26条（軍備規制）

世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして国際の平和と安全の確立及び維持を促進する目的で、安全保障理事会は、軍備規制の方式を確立するため国際連合加盟国に提出される計画を第47条に掲げる軍事参謀委員会の援助を得て、作成する責任を負う²。

この任務は、数次の総会決議で確認されてきたものの、ほとんど履行されてこなかったとコスタリカは指摘する。事実、安保理といえば、起きてしまった（あるいは差し迫った）紛争への対応に終始してきた。このような中で、軍備規制によって紛争を予防するという安保理のもう一つの任務を謳った第26条は、忘れられてきたといっても過言ではない。

コスタリカの提案は、国連及び加盟国が改めて第26条に立ち返ることを訴えるものである。趣意書は「2008年現在の世界の状況の下において、安保理が憲章によって与えられたこれらの基本的責務に立ち返ることは、完全に時宜を得た、真に必要なことである」（第3節）と述べ、「軍備の規制もしくは制限は、国際の平和と安全のための広範かつ包括的な構想の要素の一つであると理解されなければならない」（第4節）と強調した。

また、コスタリカは「地域」が果たす役割の重要性を強調した。憲章第8章で「紛争の平和的解決」ための仕組みと位置づけられた「地域的取極」や「地域的機関」及びそれらと安保理の相互作用は、「第26条の下での軍備規制という安保理の任務の文脈においても活性化されなければならない」（第17節）と趣意書は述べる。

さらに趣意書は、第26条に基づく軍備規制と地域的協力の拡大は、「国際社会とりわけ発展途上国が、（略）人間の安全保障を危うくしている、忌まわしい軍備競争の気運から脱却する助けとなるであろう」（第20節）と述べた。これは、NGO・国際平和ビューロー（IPB）の「軍事費を削減して、社会開発にふり向けよう」との呼びかけ（本誌前号参照）に共

鳴する主張である。

きわだつ核大国と小国との分岐

11月19日の公開討論では、38の政府代表が意見を述べた。詳細は議事録³を参照していただきたい。際立ったのは、5つの核大国とその他、とりわけ発展途上国との分岐であった。

発展途上国の多くは、コスタリカ提案を歓迎する立場から、米国の単独行動主義を批判した。軍備規制における焦点の一つは、小火器の国際取引を規制する国連の行動計画を巡るものであった。例えば、ボリビア代表は、武力紛争の多くは、戦争と戦争産業を奨励する国家に責任があるとして、「武器は紛争の真の原因である。（略）それらは、兄弟や近隣国との憎しみや闘争によって引き起こされたのではなく、むしろ武力紛争を組織化し、計画していた多国籍企業の関心によって引き起こされたのである」と主張した。

これに対して、安保理常任理事国でもある5核大国は、コスタリカの提案と小国の主張に正面から応える代わりに、核軍縮と拡散防止こそがより優先度の高い課題であると述べた。

討論の集約として出された議長声明⁴は、第26条履行のための安保理の具体的行動に踏み込むことはできなかった。しかし議長は、軍備規制を安保理での議論をすることの意義を確認し、この問題への継続的関心を確認した。

「26条」を論じた大きな意義

11月19日の公開討論は未消化に終わった。しかし、安保理でこのような主題の討論が開始された意義は大きい。軍備規制問題は、国連軍縮委員会、国連総会第1委員会、ジュネーブ軍縮会議など一群の多国間の軍縮機関に委ねられてきた。そこには5核大国がすなわち安保理常任理事国であるという構造的問題が存在していることは言うまでもない。

このような中で、問題を再度原点に引き戻し、国際社会の関心の呼び覚ますことをめざしたコスタリカ政府の英断に賞賛の拍手を送りたい。

グローバルな軍備規制と「地域的取極、地域的機関の相互作用」は、本誌冒頭の梅林論文にあるように、北東アジア非核兵器地帯を求める市民にとっても主要な課題である。

（湯浅一郎、田巻一彦）¹⁰

注

1 国連文書システム<http://documents.un.org/>の"simple search"から文書番号（Symbol）S/2008/697で検索。

2 邦訳出典は、藤田久一、浅田正彦編「軍縮条約・資料集（第2版）」、97年10月6日、有信堂高文社。

3 www.un.org/Depts/dhl/resguide/scact2008.htm、文書番号S/PV.6017及びS/PV.6017（Resumption 1）。

4 同じく文書番号S/PRST/2008/43。

コスタリカによる趣意書

「軍備の一般的規制と削減による集団的安全保障の強化—平和と発展のためのもっとも安全な途」

2008年11月19日

安全保障理事会特別討論

序論/背景

1. 国連憲章24条に基づき、安全保障理事会(訳注:以下「安保理」)は、加盟国に代わって行動し国際の平和と安全を維持するという基本的責任を持つ。安保理は同時に、世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして、国際の平和と安全の確立及び維持を促進する義務を持っている。そのために安保理は軍備規制の方式を立案し、総会での討議に供する任務を有する(第26条)。

2. 総会及び安保理は、ともに国際の平和と安全の強化するという目的から、安全が軍縮に密接に関連するとみなし、軍備の規制と削減の必要性を明示的に認め、同意してきた(総会決議41(1)及び安全保障理事会決議18(1947年))。

3. これら決議に続く40年間、総会及び安保理が直面してきた歴史的状況は、安保理が上記の任務を果たすに好ましい状況ではなかった。しかし、1990年代に状況は変わった。そして、2008年現在の世界の状況の下において、安保理が憲章によって与えられたこれらの基本的責務に立ち返ることは、完全に時宜を得た、真に必要なことである。

4. 21世紀の課題と好機という文脈に立つ時、軍備の規制もしくは制限は、国際の平和と安全のための広範かつ包括的な構想の要素の一つであると理解されなければならない。それは国際関係の安定と発展、そして紛争の平和的解決を促進するという使命を果たすために国連が有する諸機能の一部と見なされなければならない。

5. この分野における国連の任務分掌は明確である。憲章第11条第1項は、国際の平和と安全における協力に関する一般的原则及び軍縮と軍備規制に適用される原則に焦点をあてつつ、憲章の適用範囲内におけるいかなる問題もしくは疑義をも議論することが総会の一般的権限であると詳細に定義している。また同項は、安保理及び加盟国に勧告を行う権限を総会に与えている。これに対して、安保理は、憲章第26条によって、とりわけ、軍備規制の方式を確立するための具体的計画を提案し、総会に諮るという特別な責任を有している。

6. したがって、総会と安保理は責任を共有している。安保理は、国際的な調整なしには軍事費は過剰になりがちであるという明確な認識に立ち、1947年の総会の諸勧告に基づいて、事務局及びその役割が余りにも曖昧である軍事参謀委員会の援助を得て、具体的で実行可能な提案の検討を開始するべきである。

7. この過程は、軍事参謀委員会の構成、任務

及び活動方法を再考するべきであるとした2005年の世界サミットにおける各国首脳の要求に応える機会ともするべきである。

8. 平和と安全、発展と人権は相互に関連しており、相互に強めあう関係にある。したがって、将来の世代を戦争という惨禍から救うという高邁な目的は、安全保障に関する新しい共通認識を基礎とする、実効的な集団的安全保障の多国間システムによってのみ達成可能である。

9. 今日世界が直面する多様で錯綜した課題は憲章第26条の履行に立ち返る動機とされるべきである。中でも、集団的安全保障メカニズムの行動の欠如あるいは非実効的な行動と、その結果として亢進する軍備競争に代わる、安全保障の新しい共通認識を発展させる必要がある。

目的/課題

10. 今日、おそらくは過去の何時よりも増して、世界の人々は安全なき発展も、発展なき安全も享受しえない。そして人権の尊重なくして安全も発展も享受しえない。これらが同時に追求されない限り、目標は一つとして達成できないだろう。

11. 2005年の世界サミットの成果文書(総会決議60/1)は、世界が直面している多面的で相互に関連した課題と脅威にいつそう的確に対応するためには、国際法に合致した実効的な多国間システムが死活的に重要であることを再確認した。同時に再確認されたのは、平和と安全、発展と人権の分野における前進を達成するための実効的な多国間システムの重要性であった。それは、国連システムの支柱であり、集団的安全保障と安寧の基礎である。

12. しかし、多国間主義、集団的安全保障の概念、そしてそれらの保証者たる安全保障理事会の権威の基礎は侵食され、疑問視されてきた。

13. 我々は、加盟国が自ら批准した条約の利益を享受しつづけるためには、それらを遵守する必要があることを確認する必要がある。この文脈において、国連憲章ほど重要な条約はない。もし、加盟国が多国間システムに信頼を置き、それを紛争防止に役立てたいと思うならば、条約上の義務に関するさらなる首尾一貫した監視、実効的な履行そして必要に応じてなされる確固たる強化策が必要である。これが、国際の平和と安全の維持において速やかに実効的に行動するために安保理に与えられた特別な権限の根拠であると思われる。

14. 我々は、国際システムの転換における決定的に重要な段階に立っている。我々は、共通のビジョンを発展させ、多国間主義と国際的水準における法の支配への再誓約を行う必要がある。

15. 今日の集団的安全保障は、国連と地域的機関との実効的な協調関係に依存すると同時に、世界のある地域においてもっとも緊急性が高いと認識された脅威は、実

は世界全体にとって等しく脅威であるという認識に基礎を置いている。

16. 地域的取極と地域的機関が、国際の平和と安全に果たす役割の重要性は経験が示すところである。この協働的役割は憲章第7章において強調され、その後、いくつかの議長声明及び安保理決議、とりわけ決議1625(2005年)、1631(2005年)及び1809(2008年)において考慮に入れられた。

17. 地域的取極と安保理の間のこのような建設的で能動的な相互作用をさらに発展させる必要がある。地域的機関が武力紛争の根本原因を自らの知識に基づいて把握できるよう適切に配置されることが、紛争の予防と解決のための地域的機関の努力にとって有用であるという事実を認識することにとどまらず、さらに先に進むことが緊急に求められている。この相互作用は、第26条の下での軍備規制という安保理の任務の文脈においても活性化されなければならない。

18. 国連、とりわけ安保理による適切な調整、委任、援助を受けて強化された地域的取極は、根本原因と直接的契機の両面における紛争の予防と、積極的対処において有用なものとなりうる。

19. 信頼性の高い国家安全保障という公益は、地域的協力によって、より安価に達成することができる。もし隣国との友好的関係によって、軍事費が集団的に了解された水準に維持され、安保理と地域的機関が法遵守の実効的保証者として機能することによって地域内国家の安全の尊重が約束されれば、国家安全保障は相互抑止による不安定な平和よりも強化され、多くの資源を発展を含む他の目的に充てることが可能になるであろう。

20. このアプローチは、国際社会とりわけ発展途上国が、世界のいくつかの地域で高まっている、社会支出の優先順位及びミレニアム発展目標を含む国際的な発展目標と競合し、人間の安全保障を危うくしている、忌まわしい軍備競争の気運から脱却する助けとなるであろう。

21. 安保理の責任と任務には、国際の平和と安全の維持にとどまらず、世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして、国際の平和と安全を積極的に確立、維持、促進することが含まれている。昨今の状況と環境の中で我々が早急になすべきことは、主要な脅威と課題に関する共通の理解を形成し、それを基に、脅威と課題の根本原因に取り組み、解決し、決着させることを含む具体的な行動を展開してゆくことである。

(訳:ピースデポ)

日誌

2008.11.21~12.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/ISIS=科学・国際安全保障研究所/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/WMD=大量破壊兵器

- 11月22日 ブッシュ米大統領とロシアのメドベージェフ大統領がリマで会談。東欧への米MD配備計画やグルジア問題の協議は平行線。
- 11月22日 ポーランドのシコルスキ外相、国内の米MD基地へのロシアのオブザーバー派遣に同意する意向を示す。
- 11月24日 北朝鮮、開城観光ツアーと南北連結鉄道の運行を12月1日に停止すると発表。
- 11月24日付 米空軍の弾道ミサイル早期警戒衛星DSPの1基が9月以降、停止していることが判明。ロイター。
- 11月25日 日本原子力産業協会の服部理事長、インド原子力学会（ムンバイ）で、日印核協力を反対表明。ボイス・オブ・インド。
- 11月26日 国営イラン放送、国産ロケット「カブシュ（探検者）2」の打ち上げを報道。
- 11月26日 インド・ムンバイで同時多発テロ発生。駅やホテルなど10か所で爆発や銃撃。死者101人、負傷者287人。ロイター。
- 11月26日 メドベージェフ露大統領、ベネズエラでチャベス大統領と会談。ロシアがベネズエラの原子炉発展を支援する核協定を締結。
- 11月27日 チェコ上院、米MDレーダー施設設置に関する2国間協定を賛成多数で承認。
- 11月28日 IAEA定例理事会が閉幕（～27日）。シリアの核発展疑惑を初めて正式議題に取り上げ、「さらなる調査が必要」との議長総括。
- 11月28日 日本政府安全保障会議、自衛隊保有のクラスター爆弾全廃を決定。精密誘導弾などの代替兵器調達に着手する方針を確認。
- 11月28日 韓国空軍、米国製パトリオットミサイルの受領を発表。韓国では初購入。
- 11月28日 歴史認識に関する論文を発表して更迭された田母神前航空幕僚長、産経新聞のインタビューで日本の核武装の必要性に言及。
- 12月1日 オバマ次期米大統領、クリントン上院議員を國務長官に指名し、ゲーツ国防長官の留任など主要閣僚人事を正式発表。
- 12月1日 イワノフ露副首相、新型ICBM「ブラバ」の生産が来年開始されると報告。インタファクス通信。
- 12月2日 国連総会本会議、日本提出の核軍縮決議案など第一委員会を通過した決議案を採択。

ピースデポ 総会イベントのご案内

2009年2月21日(土)

午後1時半～4時半

場所: 日本青年館・国際ホール(3階)

(JR「信濃駅」より徒歩9分、地下鉄銀座線「外苑前」3番出口より徒歩7分)

「次世代に語りつぐーヒロシマ・ナガサキ・平和」(仮)

◎講演と鼎談 **平岡 敬さん**(元広島市長)
土山 秀夫さん(元長崎大学学長)

◎大学生、高校生とのディスカッションも予定

●翌22日午前には総会を開催します。どなたでも参加できます。

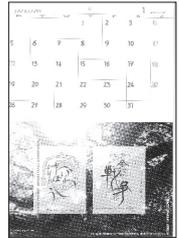
- 12月2日 政府、宇宙発展戦略本部の第2回会合において「宇宙基本計画の基本的な方向性について」を了承。
- 12月2日 米「大量破壊兵器の拡散及びテロリズム防止に関する委員会」が報告書で2013年までのWMDテロの可能性に言及。
- 12月2日 NATO 外相理事会、グルジア紛争で凍結中のロシアとの対話再開に合意。ロシアは12月中にも大使級非公式協議に応じる方針。
- 12月2日 ロシア 国防省、軍事衛星「Cosmos-2446」を搭載したモルニヤMロケットのプレセック宇宙基地からの打ち上げに成功。
- 12月2日 米ISIS、イランが09年中に、核兵器一発分の高濃縮ウランを数ヶ月内に製造できる能力を持つとする報告書を発表。
- 12月2日付 広島平和文化センター、12月未までを予定していた全米原爆展を来年度も開催継続に。これまでに全米101都市で開催。
- 12月3日 オスロで「クラスター爆弾禁止条約（オスロ条約）」の署名式（～4日）。
- 12月5日 米国防総省、テポドン2迎撃を想定した試験を太平洋洋上で実施、成功と発表。青森県配備と同型のXバンドレーダーを使用。
- 12月5日 6か国協議米朝代表、シンガポール米大使館で会談（4日～）。

沖繩

- 11月21日 仲井真知事、泡瀬沖合理め立て事業の那覇地裁の判決内容を不服とした上で「せめて第1区は完成させたい」と発言。
- 11月24日 県議会経済労働委員会、米空軍訓練区域の一部解除と鳥島・久米島両射爆撃場の返還を求める意見書と決議を全会一致で決議。
- 11月26日 米原潜プロビデンスがホワイトビーチに寄港する際、米在沖艦隊司令部が中城海上保安部に事前連絡していたことが判明。
- 11月26日 在日米軍、今年2月発生 of 比女性暴行事件で、強姦罪などで捜査していた在沖米陸軍の伍長を軍法会議にかけると発表。
- 11月26日 嘉手納飛行場に関する三市町村連絡協議会、飛行経路などの目視調査結果を発表。住宅地飛行の約73%が外来機によるもの。
- 11月27日 浜田防衛相、鳥島・久米島両射爆撃場について米側に返還の意思がないことを衆院安全保障委員会で答弁。

会員の木村宥子さんが作る日英両語の「非核のカレンダー」が今年もできました。以下、ご本人からのメッセージです。

最後の「非戦・非核のカレンダー(Vol.14)」を送ります。今回は沖縄県東原町の非核宣言と長崎の被爆の樹木です。ずっと目指してきた平和は、まだ見えないうらい彼方です。でも、私達、諦めてしまうわけには行きませんよね。14年間のご支持有難うございました。



一冊 600円(送料別)
ご注文は、木村宥子さんまで。
FAX: 0742-71-1827
ymkimu@ares.eonet.ne.jp

- 11月28日 米海軍ヘリMH60S、2機、石垣空港に着陸。強襲揚陸艦エセックスの視察が目的。
- 11月30日 法務省、07年の米軍関係者による犯罪事件の起訴、不起訴の人数を発表。全体起訴率は48.6%の一方、刑法犯は13.3%。
- 12月2日 嘉手納町議会、合同即応訓練の中止と外来機の飛来中止、騒音防止協定の抜本的見直し要求決議・意見書を全会一致で可決。
- 12月2日 県と沖繩市、泡瀬沖埋め立て事業に対する那覇地裁判決を不服として福岡高裁那覇支部に控訴。
- 12月3日 嘉手納基地、米空軍・海兵隊合同即応訓練（1日～）。F15と岩国所属のFA18が90分間に27機離陸するなど大規模なものに。
- 12月3日 渉外知事会（14都道県）と日米両政府による連絡会議の初会合、外務省で開催。
- 12月4日 嘉手納基地での合同即応訓練で午後11時に超大型輸送機ギャラクシーが離陸。F15やF18の騒音防止協定違反の離着陸も頻発。

今号の略語

IAEA=国際原子力機関
NCND=肯定も否定もしない(政策)
NPT=核不拡散条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版（郵送）か電子版（メール配信）のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。（会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。）

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号（6桁）: 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦（ピースデポ）、塚田晋一郎（ピースデポ）、中村桂子（ピースデポ）、湯浅一郎（ピースデポ）、新田哲史、津留佐和子、中村和子、梅林宏道